

昭和40年国勢調査の概要

調査の期日

昭和40年国勢調査は、昭和40年10月1日現在によつて行なわれた。

調査の根拠法令

昭和40年国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項ただし書の規定にもとづいて行なわれた。調査の実施に際しては、まず調査年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関して、昭和40年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和39年政令第227号)および昭和40年国勢調査調査区設定心得(昭和39年総理府訓令第8号)が制定され、ついで調査の実施年である昭和40年に調査の実施に関して、昭和40年国勢調査令(昭和40年政令第125号)および関係告示ならびに昭和40年国勢調査施行心得(昭和40年総理府訓令第2号)が制定された。

調査の地域

昭和40年国勢調査は、わが国の地域のうち、つぎに掲げる諸島を除く地域について行なわれた。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- 2 嬢婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島および火山列島をいう。)
- 3 南鳥島および沖の鳥島
- 4 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 5 硫黄鳥島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この昭和40年国勢調査の地域は、昭和35年国勢調査の調査の地域と同じである。

調査の対象

昭和40年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査した。しかし、つぎの人口については、それぞれつぎに述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校または同法第83条の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所(たとえば、自宅、下宿先、寄宿先等)で調査した。

2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は、3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。

3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、調査の期日前に本邦の港を出港し、途中寄港しないで、調査の期日後3日以内に本邦の港に入港した船舶に限る。)

4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。

5 刑務所、少年刑務所または拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者および受刑者ならびに少年院または婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院または婦人補導院で調査した。

6 3か月以上にわたって住んでいるところまたは住もうと思っているところがない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象となつたが、とくにつぎに掲げる人は、調査から除外された。

1 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

2 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団(隨員および家族を含む。)

調査の事項

昭和40年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- 1 氏名
- 2 世帯主との続柄
- 3 男女の別
- 4 出生の年月
- 5 配偶の関係
- 6 国籍
- 7 仕事をしたかどうかの別(就業状態)
- 8 従業上の地位

- 10 勤め先・業主などの事業の種類(所属の事業所の産業)
- 11 本人の仕事の種類(職業)
- 12 従業地または通学地
(世帯について調査した事項)
- 13 世帯の種類
- 14 住居の種類(住宅であるかどうかの別および住宅の所有の関係)
- 15 住宅の居住室数
- 16 住宅の居住室の畳数の合計

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和40年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は497,155(一般調査区463,462、特別調査区32,464、水面調査区1,229)である。

実地の調査には、昭和40年国勢調査のためとくに任命された484,972人の国勢調査員が従事し、また、国勢調査の指導、調査書類の内容検査などのために32,726人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は、原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に調査対象のはざと各世帯への調査票の配布の仕事を行ない、10月1日から3日までの間に、調査票の取集とその内容の検査の仕事を行なった。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に7人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者がその世帯員について前述の調査事項のうち13を除く1から16までの事項を記入して申告(自計申告)し、18の事項は、国勢調査員が世帯主または世帯の代表者に質問して記入(他計申告)する方式によった。

国勢調査員は、調査票の取集・検査後、その内容に基づき、前述の調査事項のうち1から11までの事項を、各個人ごとに調査個票に転記した。調査個票は、個人票様式のカードで、これが直接集計機械(光学式読み取り装置)によって磁気テープに読み取られ、結果の集計が行なわれた。

なお、自衛隊地域および矯正施設地域の調査は、それぞれ国勢調査特別調査票を用いて行なわれた。特別調査票は、個人票で、集計に直接用いた調査個票と同一の様式である。

集計および結果の公表

1 世帯および人口概数

昭和40年国勢調査による最初の結果数字として、要計

表に基づいて算出した全国都道府県市町村別の男女別人口および世帯概数を昭和40年12月1日に公表し、同月10日に「昭和40年国勢調査全国都道府県市町村別世帯および人口概数」を刊行した。

2 人口確定数

全国都道府県市町村別人口の確定数の集計は、都道府県から進達された調査票・調査個票によって行ない、昭和41年1月から、集計の完了した都道府県の結果を順次官報に告示し、昭和41年3月18日に「昭和40年国勢調査全国都道府県市町村別人口(確定数)」として刊行した。

また、都道府県市町村別の人団集中地区人口および面積は、昭和41年5月に公表し、「昭和40年国勢調査全国都道府県市町村の人口集中地区別の人団および面積」として刊行した。

これらに掲載された結果表のおもなもののほか、市町村別面積、市町村人口の昭和35年との比較等を収録した「昭和40年国勢調査報告第1巻人口総数」を昭和41年8月に刊行した。

3 全数集計

(1) 全数集計(従業地・通学地に関するものを除く)は、調査個票の記入内容を光学式読み取り装置によって磁気テープに読み取り、この磁気テープを電子計算機にかけることにより行ない、全国、都道府県、市区町村および人口集中地区について、結果を表章する。集計は、都道府県ごとに進められ、集計の終わったものから順次「昭和40年国勢調査報告第4巻都道府県編その1~その46」によって公表し、最後に全国についてまとめた結果を「昭和40年国勢調査報告第3巻全国編その1」として公表した。なお、この集計は昭和41年12月に、報告書の刊行は昭和42年3月に完了した。

(2) 全数集計のうち、従業地・通学地に関するものは、調査票に基づき、PCS方式電子計算機によって行ない、昭和42年10月までにその結果を公表し、「昭和40年国勢調査報告第3巻全国編その2およびその3」として刊行する。

4 1%抽出集計

1%抽出集計は、全国、都道府県について調査事項別結果を速報するために、全世帯の調査票から100分の1の調査票を抽出し、調査事項のほとんど全部についてPCS方式電子計算機によって集計するもので、全国、市部・郡部、人口集中地区については、細かい分類区分による結果を、都道府県および七大都市については、やや集約した区分による結果を表章する。この結果は、昭和41年10月22日にその概要を公表し、その基本的な統計表を「昭和40年国勢調査1%抽出集計結果の概要(速報)」として刊行した。

また、この結果は、すべて「昭和40年国勢調査報告第2巻1%抽出集計結果その1~その5」により刊行する。

5 20%抽出集計

20%抽出集計は、全数集計で集計されなかった全国都道府県および市町村別の結果を補充するために行なうもので、全世帯の調査票から5分の1の世帯の調査票を抽出して集計する。この結果は、昭和43年度に、全国についての「昭和40年国勢調査報告第5巻20%抽出集計結果全国編」および都道府県・市区町村についての「昭和40年国勢調査報告第6巻20%抽出集計結果都道府県編その1~その46」として刊行する。

6 調査区別人口・世帯資料

調査区別人口・世帯資料は、市区町村内の小地域別入

口・世帯統計作成のための資料として、昭和40年国勢調査において初めて試みたもので、全数集計結果の集計の際、電子計算機によって、同時に集計した。この資料は、つぎの3表から成るが、本局ならびに各都道府県および市町村に、該当の分を保管し、所定の手続きにより一般の利用に供する。

第1表 男女・年齢別人口一調査区

第2表 従業上の地位・産業・職業別15歳以上就業者数一調査区

第3表 世帯主の産業一従業上の地位・世帯人員別普通世帯数、および世帯人員別準世帯数および準世帯人員一調査区

用語の解説

人口

昭和40年の人口は、「調査の対象」の項でのべたように各地域に常住する人口で、一般の外国人を含んだ数である。

年齢

年齢は、調査期日(10月1日)現在による満年齢である。

配偶関係

配偶関係は、届け出のいかんにかかわらず、実際の状態により、つぎのように区分した。したがって、たとえば有配偶には内縁関係にある人も含まれる。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在妻または夫のある人

死別—妻または夫と死別して独身の人

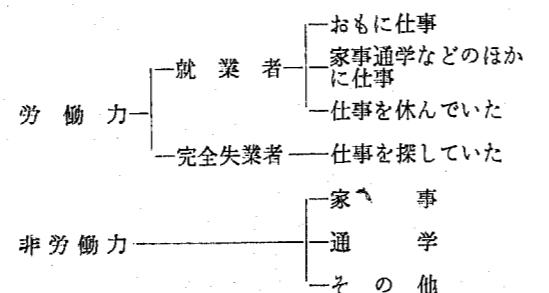
離別—妻または夫と離別して独身の人

国籍

2以上の国籍がある人の国籍は、「日本」と日本以外の国籍をもつ場合は、「日本」とし、また、外国の2以上の国籍をもつ場合は、「韓国・朝鮮」と「中国」または「その他」の国籍のときは「韓国・朝鮮」とし、「中国」と「その他」の国籍のときは、「中国」とした。

労働力状態

昭和40年国勢調査調査票では、昭和40年9月24日から30日までの1週間(以下、調査週間といふ)の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」をつぎの右側のように区分して質問した。この報告書では、これらをさらにその左側の区分に集約して結果を掲載した。



上に示した各区分の内容を概説すると、つぎのとおりである。

就業者—調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料その他種類のいかんにかかわらず、収入になる仕事を少しでもした人、および収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、つぎのいずれかにあたる場合をいう。

- (1) 勤め先のある人で、休みはじめてから30日以上にならない場合、または30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 自分で事業をいとなんている人で、休業してから30日以上にならない場合

なお、収入になる仕事を少しでもした人には、家事や通学のかたわら仕事をした人ももちろん含まれる。したがって、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の經營する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合をすべて就業者に含まれる。また、農家、商店、医院などの家族が家業の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして就業者に含めた。

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ職業安定所に申込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

非労働力—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが不可能であるか、または、仕事を積極的に探さなかつた人をいう。

従業上の地位

昭和40年国勢調査調査票では、従業上の地位を就業者について、調査週間中、その人が働いていた事業所における地位によって、つぎのように区分しているが、この報告書では、下記の「自営業主」と「内職者」をまとめて「自営業主」に、また下記の「雇用者」と「会社などの役員」をまとめて「雇用者」としている。

雇用者—会社・個人商店・団体・公社・官公庁などに雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。この場合、常勤・非常勤のいかんを問わない。また、個人の家庭に雇われている家事使用人も含む。しかし、会社・団体・公社などの役員(重役・理事など)は含まない。

会社などの役員—会社・団体・公社などの役員(重役・理事など)をいい、たとえば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事など、また、公社や公団の総裁・理事・監事などを含む。

自営業主—個人で事業を經營している人をいい、たとえば、個人經營の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商人などが含まれる。

家族従業者—個人商店や農家などで、自分の家族の經營する事業を手伝っている人をいう。

内職者—自宅で内職をしている人をいう。ここで、内職とは、主婦や老人などが、店や作業場などの設備を持たないで、家庭で行なう賃仕事をいう。

昭和35年国勢調査における従業上の地位は、7区分であったが、これと今回の従業上の地位の区分との関係は、つぎのとおりである。

(昭和40年国勢調査) (昭和35年国勢調査)

雇用者	…	一官公の雇用者
		一民間の雇用者

会社などの役員	…	一民間の役員
---------	---	--------

自営業主	…	一雇用者のある業主
		一雇用者のない業主

家族従業者	…	家族従業者
-------	---	-------

内職者	…	内職者
-----	---	-----

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類(調査週間中仕事を休んでいた者については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類)によって、その分類項目を定めた。働いていた事業所が2以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類(昭和26年政令第127号、昭和38年1月行政管理庁告示第2号)にもとづき、昭和40年国勢調査の結果表章に用いるため作成されたもので、13項目の大分類、41項目の中分類および143項目の小分類から構成されている。ただし、全数集計では、中分類および小分類については、集計されていない。第3巻および第4巻では、13の大分類およびXページに示す「製造業」と「サービス業」に設けた6の中間分類によって、結果を表章した。大分類項目の内容は、昭和35年国勢調査のそれと同じである。

なお、分類項目の内容については、総理府統計局刊行のつきの冊子を参照されたい。

◇昭和40年国勢調査産業分類一分類項目名、説明および内容例示(昭和40年10月刊)

◇昭和40年国勢調査に用いる産業・職業分類の解説(昭和40年7月刊)

◇昭和40年国勢調査 国および地方公共団体の産業分類適用例(昭和40年11月刊)

職業

職業は、就業者について、調査週間中その人が働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類によって、調査週間中仕事を休んでいた者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によって、その分類項目を定めた。その事業所で、調査週間中、2種以上の仕事に従事した場合には、おもな仕事の種類によった。

職業分類は、昭和40年国勢調査のためにとくに作成されたもので、11項目の大分類、41項目の中分類および268項目の小分類から構成されている。ただし、中分類および小分類については、全数集計では集計されていない。第3巻および第4巻では、大分類のみによって結果を表章した。なお、昭和35年国勢調査において大分類「サービス職業従事者」の中分類であった「保安サービス職業従事者」が、今回、大分類に格上げされたほかは、大分類項目は、昭和35年国勢調査のそれと同じである。

分類項目の内容については、総理府統計局刊行のつきの冊子を参照されたい。

◇昭和40年国勢調査職業分類一分類項目名、説明および内容例示(昭和40年10月刊)

◇昭和40年国勢調査に用いる産業・職業分類の解説(昭和40年7月刊)

世帯の種類

世帯は、つぎの2種に区分した。

普通世帯—住居と生計をともにしている人の集まり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。住居と生計をともにしている家族のほか、間代・食費などを支払っていない単身の同居人・間借り人などがあれば、こ

れらの人も含めて一つの普通世帯とした。住込みの雇い人については、つぎのように取り扱った。

(1) 住込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、6人以上の場合は営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。

(2) 住込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含めた。

準世帯—普通世帯を構成する人以外で、(1)普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者、または下宿屋などに下宿している単身者、(2)6人以上の住込みの営業使用人の集まり、(3)単身者用の寄宿舎・独身寮などの寄宿人、病院・療養所の入院患者、社会施設の収容者などの集まりをいう。(1)は1人1人を、(2)はその営業使用人をまとめて、(3)は寄宿舎・寮・病院など住居ごとにまとめてそれぞれ一つの準世帯とした。

なお、世帯の種類の区分は、昭和35年国勢調査のそれとまったく同じである。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新

市の創設による市域の拡大などにより、かならずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなつた事情にかんがみ、昭和35年国勢調査ではじめて設定した統計地域である。

昭和40年国勢調査人口集中地区の設定にあたっては、(1)昭和40年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、(2)市区町村の境域内で人口密度の高い調査区(人口密度1平方キロメートルあたり約4,000人以上)が隣接して、(3)昭和40年国勢調査調査区が設定された昭和39年10月1日現在、人口5,000人以上を有する地域を構成する場合、これを「人口集中地区」として設定した。

本書に集録した統計表では、市区町村全域についての結果のほか、人口集中地区についても、その結果を掲載している。なお、第1表では、同一市区町村内に2箇所以上の人口集中地区が存在するときは、I, II, III, ……の符号で、それぞれの人口集中地区を表わした。

人口集中地区的境界を示す地図は、「昭和40年国勢調査わが国の人口集中地区」または「昭和40年国勢調査全国都道府県市区町村人口総覧-都道府県の部」に集録した。

第3巻および第4巻で用いる製造業およびサービス業の中間分類

大分類 中間分類

中分類

- 14 化学工業
- 15 石油製品・石炭製品製造業
- 19 鉄鋼業、非鉄金属製造業
- 20 金属製品製造業
- 21 機械・武器製造業
- 22 電気機械器具製造業
- 23 輸送用機械器具製造業
- 24 医療・理化学・光学機械器具、時計製造業
- 8 繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く。)
- 9 衣服・その他の繊維製品製造業
- 6 食料品製造業
- 7 たばこ製造業
- 10 木材・木製品製造業(家具を除く。)
- 11 家具・装備品製造業
- 12 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 13 出版、印刷、同関連産業
- 16 ゴム製品製造業
- 17 皮革、皮製品製造業
- 18 窯業、土石製品製造業
- 25 その他の製造業

VII 製造業

-(1) 金属・機械・化学工業

-(2) 繊維工業

-(3) その他の諸工業

大分類

中間分類

中分類

- | | |
|---------------------|---------------|
| - (1) 対個人サービス業、娯楽業 | -33 対個人サービス業 |
| | -36 娯楽業 |
| - (2) 対事業所サービス業、修理業 | -34 対事業所サービス業 |
| | -35 修理業 |
| | -37 医療保健業 |
| - (3) その他のサービス業 | -38 教育 |
| | -39 その他のサービス業 |

XII サービス業